

インフルエンザと新型コロナウイルス感染症 同時流行への備えを

※ 冬に備えた
※ 感染症対策 ※

今一度チェック

感染防止の基本

冬季は、気温の低下や空気の乾燥でウイルスにとって好条件の気候となり、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行が懸念されます。基本的な感染対策を徹底するとともに、屋内では定期的な換気と適度な加湿を行い、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の両方を予防しましょう。

図新型コロナウイルス感染症対策担当 ☎481-7233

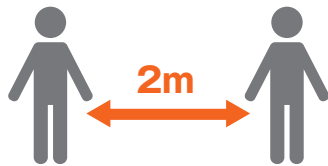
手洗いの徹底・マスクの着用

症状がなくてもマスクを着用



身体的距離の確保

人との間隔はできるだけ2m(最低1m)空ける



3つの密を避ける

(密閉・密集・密接)



次のことにも
注意

- ☑ 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける
 - ☑ 咳エチケットの徹底
 - ☑ 寒い日もこまめに換気する
 - ☑ 毎朝の体温測定、健康チェック
- 発熱または風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養

■インフルエンザの予防のために、 予防接種を受けましょう



インフルエンザを予防するだけでなく、発症後の重症化を防ぎます。予防接種の効果が現れるまで2週間程度かかります。予約受付状況やワクチンの在庫状況は、各指定医療機関に直接お問い合わせください。なお、ワクチンは、順次製造・供給されるため、一時的にワクチンの供給不足が生じ、医療機関での予約が取りづらい状況があることをご了承ください。

■高齢者のインフルエンザ予防接種が無料に

調布市・狛江市・三鷹市・府中市・世田谷区の指定医療機関(市内指定医療機関は市☎参照。市外の指定医療機関は各自自治体に問い合わせ)

図次の①②いずれかに該当する方

- ① 予防接種を受ける日に65歳以上
- ② 予防接種を受ける日に60歳以上65歳未満で、心臓・じん臓・呼吸器の機能障害やヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障害があり1級の身体障害者手帳を所持しているか、同等の状態にある

接種期間/令和3年1月31日(日)まで

☑無料※生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者は、受給証明書を医療機関に要提出

☑健康保険証や運転免許証など年齢を確認できるもの※府中市・世田谷区で接種を受ける場合は、調布市予診票も

☑指定医療機関へ ☑健康推進課☎441-6100

市内の個人事業主や中小企業などを支援～市独自支援策～

(産業振興課)

店舗や事務所の
家賃支払いに
困っている



感染予防対策を
したい



中小企業等家賃支援給付金

まずは、国・都の家賃支援給付金の対象になるか確認

- 国や都の家賃支援給付金の対象
- 5～12月の売上高が以下のいずれかに該当する場合
 - いずれか1カ月で、前年同月比50%以上減少
 - 連続する3カ月の合計が、前年同期比30%以上減少

☑国制度：家賃支援給付金コールセンター☎0120-653-930

☑都制度：東京都家賃等支援給付金コールセンター☎03-6626-3300

国・都の家賃支援給付金の売り上げ減少要件の
対象外の場合

※対象の場合は、市の制度との重複申請不可

中小企業等家賃支援給付金(市の制度)の申請を

新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げが減少している
市内の個人事業主や中小企業などが支払う家賃などの負担を
軽減するための給付金

☑国・都の家賃支援給付金の対象外で、次の①～④全てに該当する市内の個人事業主や中小企業などの事業者(法人の場合は登記上の本店所在地が市内)

- ① 5～12月の売上高のうち、連続する2カ月の合計で、前年同期比20%以上50%未満減少
- ② 事業のために市内にある建物・土地などの賃料を支払っている
- ③ 納期が経過した市税を完納
- ④ 今後も事業継続の意思がある

給付額/申請時直前の月額賃料×5分の1×6カ月※6カ月最大45万円

☑詳細は調布市商工会中小企業等家賃支援給付金ポータルサイト☎(下記2次元コードからアクセス可)参照

☑令和3年2月15日(月)(消印有効)までに必要書類を〒182-0026小島町2-36-21調布市商工会中小企業等家賃支援給付金事務局へ郵送または持参(予約制)

☑調布市商工会中小企業等家賃支援給付金事務局☎444-0166



新型コロナウイルス感染予防対策の 助成金

新型コロナウイルス感染予防対策に必要な備品購入や
工事に係る費用を助成

●市の制度

☑市内の個人事業主や中小企業などの事業者

助成対象期間/4月1日～12月31日

☑他の助成制度との重複申請不可。複数の案件を合算して申請可(申請は各費用期間中に1回まで)。詳細は商工会☎(下記2次元コードからアクセス可)参照

☑12月28日(月)(必着)までに必要書類(申請書や見積書など)を〒182-0026小島町2-36-21調布市商工会へ郵送または持参

☑調布市商工会☎485-2214



【助成内容】

	備品購入費	工事費
内容	新型コロナウイルス感染予防対策として購入する備品で、単価が1万円以上または、総額3万円以上のもの(税別)	新型コロナウイルス感染予防対策として行う工事の費用
例	サーモグラフィー、サーキュレーター、空気清浄機、パーティションの購入など ※リース・レンタル費用、消耗品の購入費などは対象外	パーティション、アクリル板、空調設備、換気設備の設置工事など ※システムのランニングコストなどは対象外
助成率・助成上限額	3分の2・10万円	3分の2・50万円

●新型コロナウイルス感染症対策基金へのご寄附をお願いします

新型コロナウイルス感染症拡大防止や地域医療体制の整備、市民生活への支援、地域経済の回復に活用します。寄附金は、所得税、住民税の寄附金控除の対象となります。

☑基金について/政策企画課☎481-7368、寄附手続について/管財課☎481-7173